

件名 会議録への個人情報掲載

(令和2年10月 26 日)受理

町議会の会議録をインターネット上で閲覧していました。その中で、町を相手取って個人で訴訟を起こされている方の氏名、お住まいが隠されずにそのまま掲載されていました。専決処分については氏名、お住まいは伏せられているのにです。

見せしめのように、町のやっていることが信じられません。一般市民の感覚からするととても恐ろしくなりました。今後も町民が訴訟を起こした場合に氏名や住まいはインターネット上に公開されてしまうものなののでしょうか？相手の方のプライバシーの保護は行わないのでしょうか？ご回答お願いします。

40代 女性

件名 ウェブ上の個人情報掲載

(令和2年10月30日)受理

ウェブ上の行政報告に医師の方の個人情報をそのまま載せているのは、ミスですか？わざとでしょうか？

他にもあるのかもしれませんが、こういういい加減なことをしていると町民の反感をかうので控えるべきでは？

周囲でも話題になっています。

今すぐにでもご対応された方がいいのでは？

30代 女性

件名 ネット上の個人情報掲載

(令和2年11月2日)受理

以前娘の診療でお世話になった [redacted] をネットで調べたところ、町と裁判されているとの事で驚きました。

あと理由がわかりませんが、お住まいと思われる東京のご住所が掲載されておりました。個人情報なので削除されたほうがよいかと思いますが、いかがでしょうか。1人の町民として、住所がネット上に載ることに不安を感じます。

無記名

宛先	k-kouhou@memuro.net
件名	ホットボイス

ご担当者の方へ

町議会の会議録をインターネット上で閲覧していました。その中で、町を相手取って個人で訴訟を起こされている方の氏名、お住まいが隠されずにそのまま掲載されていました。専決処分については氏名、お住まいは伏せられているのです。

見せしめのように、町のやっていることが信じられません。一般市民の感覚からするととても恐ろしくなりました。今後も町民が訴訟を起こした場合に氏名や住まいはインターネット上に公開されてしまうものなのでしょうか？相手の方のプライバシーの保護は行わないのでしょうか？ご回答お願いします。

40代女性



○議会ホットボイス取扱基準

(平成30年8月24日制定)

(目的)

第1条 議会ホットボイスは住民参加の一つとして、町民が気軽に議会に対する意見・提案などを届けることができる制度である。この制度は、町民の意見をまちづくりの課題解決や議会改革につなげることと、町民と議会のコミュニケーションツールとして信頼関係構築の役割を発揮すること、さらに町民の声を政策へ進化させる機能へ発展させることにより、町民のまちづくりへの参加を実現することを目的とする。

(範囲)

第2条 議会ホットボイスとして取り扱う範囲は、次の3つとする。

- (1) ホットボイスはがき
- (2) 議会事務局へのメール (g-shomu@memuro.net)
- (3) 議会へのFAX (0155-62-9813)

(取り扱い)

第3条 受理した議会ホットボイスは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 受理した議会ホットボイスは原則として、その取り扱いを議会運営委員会に諮るものとする。
- (2) 議会運営委員会は、次の事項について協議する。
 - ア 取り扱いの可否
 - イ 回答の可否
 - ウ 前号で回答するとした場合の回答書
 - エ めむろ議会だよりへ掲載の可否
- (3) 次の基準に該当するものは、議会ホットボイスとして取り扱わないものとする。
 - ア 議員の発言に関するもの
 - イ 議員個人への質問・意見・要望
 - ウ 特定者への誹謗・中傷
 - エ 特定者への指摘・苦情
 - オ 意味不明、解読ができないもの
 - カ 同一人で内容が同じもの（類似なものを含む）

キ 議長が対応しないと判断したもの

(4) 回答書を作成したものは、議会ホットボイスの投稿者が特定できるものについては回答書を通知する。

(5) 「回答しないもの」に分類されたものは、参考意見として活用する。

(6) 議会ホットボイスの受理内容及び回答書は、議員間で共有する。

(内容の公開)

第4条 議会ホットボイスの内容は、次の目的からホームページにおいて全件公開し、めむろ議会だよりにおいて、一部公開（掲載）する。ただし、公開の際には、原文を要約・修正する場合がある。

(1) 「ホームページ」による公開

町民の意見と議会の回答公開により、まちづくりへの関心を高めるきっかけとするとともに、同じ疑問や意見を持つ方への説明の場とする。

(2) 「めむろ議会だより」による公開

目的はホームページと同様とする。なお、掲載する内容については、議会運営委員会において選定する。

(委任)

第5条 この基準の改正並びにこの基準に定めのない事項については、議会運営委員会に諮って議長が決定する。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。